

# 法の支配における手抜きゆえの 基礎的ケイパビリティ喪失／縮減

——南アフリカ農村女性の事例——

岡 敬之助

## 要旨

「貧困とは基礎的ケイパビリティの欠如した状態」〔Sen (1992)〕とするならば、こうした欠如をつくりだしたひとつの主たる要素は、当該社会におけるさまざまなルールの適用に際してはいりこむ手抜き／恣意による権原（entitlement）喪失と考えられるだろう。こうした可能性を考察するために、法の支配システムをとりあげ、法の支配システムの適用に際してはいりこむ手抜き／恣意によって生存権を侵害された南アフリカの農村女性に関する Haripria Rangan and Mary Gilmartin (2002) が提示するケースを分析した。女性たちの権原喪失の直接の原因は、憲法に規定されている人権条項に優先した、合法とされる慣習法の適用である。しかし、もっと本質的には、慣習法の適用は、農村女性たちが人間らしく生きるという固有の権利を実質的に否定したまま放置されている、という状況を許容していることである。確かに、こうした状況は、法の支配システムが手続き的、形式的な正しさ〔公正〕に限定されていることによって作りだされており、農村女性たちの権原喪失の根本原因である。

キーワード：基礎的ケイパビリティ、法の支配、土地使用の権原

## 1. 序論：問題意識と目的

第2次世界大戦終了後すでに60年以上も経過しているのに、また国連や先進諸国の政府、NGOの数十年にわたる支援活動にもかかわらず、途上諸国、とくに南アジアとサハラ以南アフリカ地域における貧しい人びとの状態はその規模においてもその程度においてもむしろ悲惨になっている。果たしてこうした途上諸国の貧困を根本的に取り除く行動があり得るのだろうか。このことを明らかにするには、ある人びとを他の人びとより貧しくしている根本原因を問うことを可能にする貧困分析の枠組みの確立が必要である。Amartya Sen (1985, 1992) が提唱するケイパビリティ・アプローチは、このことに資するひとつの枠組みを提供し得る。

「貧困とは〔事実的にも規範的にも〕基礎的ケイパビリティの欠如した状態」(Sen, 1992, p.9)とするならば、ある人びとの基本的ケイパビリティの喪失／縮減はどのようにして生ずるか、が問われなければならない。こうした人びとがみずからのケイパビリティの喪失／縮減をみずからの制御可能な範囲の要因に帰すことのできる状態を除き、こうした人びとがみずからの能

力 (capacity or power) を超えた要因のゆえに困窮な状態に余儀なく陥られたものと考えざるを得ない。この要因をつくりだしている主たる要素は、法律・制度、慣習法、社会的取り決め、伝統的慣例といった当該社会に存するさまざまなルールである、と思われる。本稿では、特記しないかぎり、これらすべてをルールと呼ぶ。

庶民、大衆とされる人びとは直接権力を掌握することも、みずからがルール創出に関わることもないし、心ならずも権力者の支配から離脱することさえ意図できないとするなら、彼らはずねにルールによって支配されていることになる。正当な理由もなくそうでない人びとに比して不公正な扱いを受け、著しく不利益を被る人びとがわれわれの社会に存するが、こうした状態があり得るのは、ルールが有するどんな性質によるのであろうか。この点に、ある人のケイパビリティ喪失/縮減に導くと思われるルール自体のなんらかの側面が存するのではないか。そうしたひとつの可能性は法の支配システムの不公正な適用にみられ得るのではないか。ある場合には、たとえ法の支配システムが表面上公正に適用されていたとしても、これがある人びとには好ましくはたつき、別の人びとには好ましくなくはたらくこともあるかもしれない。

本稿では、こうしたことの可能性を考察するために法の支配システムを取り上げ、法の支配システムを適用する際に入り込む手抜き/恣意〔隠された意図〕が基本的ケイパビリティをどのように侵害するか、を分析する。この目的のため、法の支配システムの不平等、不公正な適用によって生存権が侵害された南アフリカの農村女性に関して Haripriya Rangan and Mary Gilmartin (2002) が提示したケースを考察する。

## 2. 南アフリカ農村女性がおかれている不公正な状況の概要

事例説明のまえに、問題の背景をなす政治的、経済的、社会的状況を説明しておくことは事例の問題性の理解に有用であると思われる<sup>1)</sup>。

### 2.1. 政治状況<sup>2)</sup>

アパルトヘイト後の南アフリカ共和国の ANC (African National Congress) 政権は、自国の新憲法において女性をふくむすべての人びとの基本的権利の擁護を規定した。ANC 政権は人権、とくに女性の基本的権利、の擁護に責任をもつことを宣言している。

ANC 政権は 1993 年 11 月の主要諸政治勢力の合意に基づいて憲法暫定案を策定し、1994 年 4 月の制憲議会選挙、さらに 2 年間の曲折ある主要諸政治勢力との交渉と国民のさまざまな見解の収集にもとづく修正を経て、ようやく、1996 年 12 月に新憲法として制定した [Act 108]。新憲法の権利条項 [the Bill of Right の 2 章] は「あらゆる国民が法の前で平等の権利をもち、同時に、とりわけ、性に由来する不公正な差別し禁止すべきこと」を記述している。すなわち、7 (1) 項は「われわれの国家のすべての国民の権利を明記し、人間の尊厳、平等、自由という民主主義の価値を確認する」、9 (1) 項は「すべてのひとは法の前で平等であり、法の平等な庇護と便益を得る権利を有する」、9 (3) 項は「国家はジェンダー、sex、信条、文化を含むひとつまたはそれ以上の根拠によって、何人に対しても、直接的にも間接的にも、不公正に差別をしてはならない」と述べている。ANC 政権は人権と女性の基本的権利保障に関するさまざまな国際協約・

宣言に署名し、さまざまな側面における人権と女性の基本的権利保障にかかわる国内法も制定した。もっとも先進的な「権利条項」〔お題目の羅列ではなく、徹底的に具体的に関連する条項に規定を与えている〕をふくむがゆえに新憲法は「世界でもっとも進歩的な憲法」とよばれた。

新憲法は明白に女性の権利を擁護すると述べていながら、同時に、こうした権利擁護を取り崩す懸念のある矛盾条項〔伝統的リーダーに関する12章〕をふくんでいる。すなわち、この新憲法は暫定憲法の考え方あるいはこれを介してアパルトヘイト時代の遺産が持ち込んだ影との「妥協の産物」であった。新憲法は、公選の地域統治者とその行政機関の地位にくわえて、伝統的権威を継承した伝統的リーダーの地域レベルでの存在を容認している。この妥協は、ANC政権が都市部とその周辺地域を除いて統治権を実効的に掌握できず、とくに農村地域においては、アフリカ人統治の実権を温存している伝統社会の族長 (patriarch) に頼らざるを得ない、という事情に関わる。伝統的権威は19世紀末にむけてイギリス植民地政府が導入した「間接統治」の遺産であって、間接統治では、植民地政府は末端の行政官として地域の首長と群長を任命し、植民地政府の了解のもとでのみ固有の慣習法と伝統的慣例による地域アフリカ住民の統治を許容した。新憲法をつくりあげる過程で、植民地時代の間接統治に類似して、伝統的権威の地位と役割が新憲法においてあらためて容認されたのである。「伝統的リーダー」と名づけられた憲法第12章は、211(1)項において「伝統的リーダー (hip) の制度、地位、役割は慣習法にしたがって、憲法に服することを条件に、承認される」、212(1)項において「伝統的リーダー (hip) が地域共同体にかかわる問題に関して地域レベルの制度として国家的立法措置をとることが許容されるものとする」、と述べている。この条項は家父長的支配の存続を事実上容認するものになっている。この条項によって憲法は公選の代表者 / 地域自治体の統治者と伝統的リーダーの両方の地位を正式なものとして容認するという矛盾をつくりだし、それにもかかわらず、公選された地域自治体の統治者と伝統的リーダーの間の関係を憲法上明瞭にしていけないのである。

たしかに、憲法の第2章8, 36, 39項は法律、自然法、慣習法によって承認された権利と自由が権利条項と整合的であらねばならないと述べており、権利条項の優位を規定しているが、不平等と差別の問題をむしろ意図的にあいまいにしている。これは単に制度上の矛盾にとどまらず、もっとまずいことに、女性の権利と女性に対する不平等で差別的な慣習法 / 伝統的慣例の間の関係をこれまでどおり意図的にあいまいにしていることである。Kristina Bentley は次のように論じている。「憲法上で基本的人権の規範を故意にあいまいにしておくことによって、彼らは伝統社会の文化的規範と伝統に基づく不平等と差別に寛容である余地をつくりだしている」(Bentley, 2004, p.252)。すなわち、「南アフリカにおける女性の権利は主として紙のうえで存しているだけであり、(中略) この憲法〔に記述された権利〕を実践に移すための挑戦が残されたままになっている」(Bentley, 2004, p.255)。換言すれば、こうしたあいまいさは憲法上の矛盾にとどまらず、女性を劣った性と見做す伝統社会の価値観を支持する人びとのいう「伝統社会の文化」という家父長的価値の黙認に導き、「伝統文化」をめぐる争いの種を胚胎させている、ということである。

## 2.2. 経済状況<sup>3)</sup>

新生南アフリカ共和国の最大の課題は、危機に瀕する経済構造の建て直しとアパルトヘイト

によって絶望的な状態のまま放置されているアフリカ住民の農村における生活基盤の再建である。ANC 政権は国家が直面する最大課題として土地改革と農業改革をあげており、1994年にRDP (Reconstruction and Development Programme) を発足させた (Rangan and Gilmartin, 2002, p.634)。土地改革と農業改革の遂行にあたり、RDPにおいて産業の選択的成長のための重要な戦略のひとつとして「農工業複合」(agricultural manufacturing complex) を提示した。「農工業複合」では、農村創生 / 開発を必須とする農業改革と土地改革は同時に推進する必要がある、とされた。すなわち、このプログラムは生活に必要な資源を獲得する機会のジェンダーの平等を達成し、家父長制支配の影響を取り除いて伝統社会の権力者の民主化を主導することを目指して、土地への女性の権利の確立を推し進めるものであった (Rangan and Gilmartin, 2002, p.634; ANC, 1994)。

ところが早くもその2年後の1996年に、ANC 政権はRDPをGEAR (Growth, Employment and Redistribution) とよばれる、失業対策に資する雇用機会の創出と市場メカニズムを活用した資源再分配による経済成長の増進を目的とした新自由主義な戦略に変更した。農村女性にかかわる問題についていえば、GEARは市場指向の商業農業、これに資する技術的・金融的支援プログラムを強調するだけで、土地使用権におけるジェンダーの平等の実現を繰り返し述べるにとどまっていた (Rangan and Gilmartin, 2002, p.634)。他方、農村創生と土地改革はその後一向に進展しなかった。

### 2.3. 土地権利の状況<sup>4)</sup>

土地改革プログラムの作成と実施は、1996-97年、開発プログラムがRDPからGEARに変更されたあとによりやくはじまった。しかし、民主的基本的権利と慣習法に由来する伝統的権威の権力との憲法上の矛盾のゆえに、大きな困難に直面している。

かつてのアパルトヘイト政府は、アフリカ住民を強制的に *bantustans* (ホームランド) に移したうえで、アフリカ住民の土地保有を禁止した。アパルトヘイト政府は *bantustans* (ホームランド) にあるすべての農地を公式には未踏のまたは登録されない共有地に分類した。この領域内では、伝統的権威 [首長とその配下の郡長。首長は地域自治体に相当する地域を分割支配し郡長たちは首長に属する協議会を形成] が地域在住の家計や個人にどこの土地をどのように配分するかに関する決定を任されていた。土地使用権は「PTO (Permission To Occupy)」[占有許可] システムによって正式に取得された。それぞれの群長が首長と郡長たち評議会の承認を得てみずからの統治内にある耕作可能な土地、居住用場所、共有放牧地域を区分けする。そのうえで、居住区内で住居と耕作地を求める家計に対し、PTOにもとづいて土地使用権を正式に配分することになる。しかし現実には、郡長たちの権限行使はむしろ恣意的であった。PTOによる許可でさえ彼の意思で無効にされたり停止されたりすることもあり得た (Rangan and Gilmartin, 1982, pp.640-641)。

伝統的権威は、土地改革の推進が土地配分に関するみずからの権限およびみずからの統治内にある共同体 [複数] における現存の社会的ヒエラルキーとジェンダー差別を是認する地域における慣習法と伝統的慣例を覆すことになることに危機を感じて、代表者組織体 *Contralesa* (南アフリカ議会の伝統的リーダー) を組織し、新憲法によって彼らに認められている地位の保障を

確かなものにすることを主張した。このことが土地改革の推進を一段と困難にしている。

#### 2.4. 農村女性の状況<sup>5)</sup>

アパルトヘイト後においても、南アフリカ女性は、憲法上の権利のジェンダーの平等の表面上の保障とはうらはらに、政治的、社会的、経済的に深刻な剥奪を強いられ続け、現存の伝統社会の族長制・社会・家庭での三重の深刻な性差別の暴力 / 侵害に苦しめられ続けている。たしかに1994年の選挙で国会議席の1/3が女性によって占められたという見かけ上の平等の徴候にもかかわらず、政治プロセスにおける自由な参加を事実上阻止されるといった無数の性差別障害に直面しつづけている (Britton, 2002, pp.43-44)。たとえば、女性議員たちは政治的訓練の未熟ゆえに議論を主導できないとされて責任のあるポストが与えられず、決定権のある委員会に参加できず、女性議員は外向きの飾りにすぎない状況にあった (Britton, 2002, pp.47-49)。また、一般女性は、1994-96年における新憲法草案に関する全国民を対象にしたヒヤリングにおいて、憲法草案に関する一般国民に対する教育に参加できないだけでなく、一般国民が憲法草案についてのみずからの考えを直接国会に提示する機会を提供するように計画された一連のPublic Participation Programmes (PPPs) を国会がつくりあげたときにも、こうした全国規模の公共的討議という政治プロセスにもほとんど参加できなかった (Walsh, 2006, p.98)。こうした政治プロセスのなかで、男性からの性差別、教育不足・考えを表現するスキル / レトリックの欠如のゆえに、たいていの女性はみずからの能力を発現する機会を持ち得なかった (Walsh, 2006, pp.97-99)。したがって、女性の基本的権利に関する憲法における表面上の保障にもかかわらず、女性はなお実際に力量のないまま放置されていた。問題なのは、こうした事情がとくに農村女性において深刻であった、ということである。中央政府も NGO も農村女性の実情をこれまで見過ごしてきた。中央政府も NGO も、ことばの上で女性の権利保障やエンパワーメント政策の問題をのべておきながら、農村女性の実情をあまり把握していないこと、また農村女性に関する研究事例が乏しく農村女性の問題が非常に見えにくいものになっているまま放置されてきた事情が存する。

アパルトヘイト後も大多数のアフリカ住民は家父長制支配がなお存する以前の *bantustans* (ホームランド) に押し込まれたままであり、住民の居住空間として機能し続けていた。この地域のたいていの家計はみずからの基礎的生存の必要を最小限保障できるように0.1 ~ 0.2 ha の範囲の区画にアクセスできるが、みずからの家計を支えるための代わりに所得源にほとんどアクセスできない。とくに女性世帯主の家計はこうした農村地域で人口の少なくない割合を占め、また家庭内の女性をふくめ、彼女たちは土地使用権や賃労働へのアクセスさえできない。彼女たちの多くは小規模で現金を作り出す活動によってかろうじて乏しい生計を維持してきている (Rangan and Gilmartin, 2002, p.638)。

農村女性が直面しているこうした実際の困難は平等な権利という空約束によって克服されるものではなかった。そのうえ、実際、女性を苦境に陥れたまま放置しておいて土地改革プログラムで農村女性を平等にあつかおうということはRDPのそもそもの欺瞞であった [RDPでは、土地改革に際して女性に対する平等の配慮を欠いている、といわれる]。表面的な言説を別にする、実績でみるかぎり、女性の権利保障、女性が土地権利を確立する土地改革には見るべき

進展がなかった。

### 3. 南アフリカ共和国農村女性の無権利概況

Rangan and Gilmartin が1999-2000年に土地改革と女性の権利に関してフィールド調査した場所は、南アフリカ共和国、Mpumalanga州東部の肥沃な平野部であるNkomazi Regionにあるアフリカ人居住区のひとつ、Buffelspruitである。ここにはモザンビークに通じる主要道路R570が通じている。1992年に南アフリカとスワジランドの間の合意にしたがって、1993年、Buffelspruitの近くのDriekoppiesでダム建設がはじまった。ダム建設予定地整地のため、1992年、Buffelspruitおよび隣接のSchoemansdal、Driekoppies、Joppe's Reefのアフリカ人居住区の住民が移動させられ、もともとKaNgwane（伝統的権威）の統治下にあった地域から、国家の保護区域（trust land）に移住させられ、同時にMatsamo（伝統的権威）の統治下に組みかえられた。このとき、この新Buffelspruit居住区のために保護区域（trust area）に存していた土地のなかから約1400haの家畜放牧用の共有地が供与された。その翌年、保護区域内で商業農業を奨励するという政府の新政策にしたがって、すでにKaNgwane（伝統的権威）からPTO〔Permission to Occupy, 占有許可〕を得ていた居住者のなかの富裕な家計が家畜放牧用の共有地のうちの約900haでサトウキビ、バナナ、マンゴー、ライチといったプランテーション作物の耕作〔商業農業生産〕を開始した。（Rangan and Gilmartin, 2002, pp.642-648）

#### 3.1. 無権利の概況

以下は、Buffelspruitにおいて観察された、農村女性が合法的な土地使用権を有しないまま非合法に生計維持耕作者のために土地使用してきたことをめぐる葛藤の概要である（Rangan and Gilmartin, 2002, pp.648-655）。

〈第一幕〉農村女性の生計維持耕作者の請求〔1993年ごろ〕。富裕な男性農民が商業農業のための共有地使用のPTOを得た後の1993年ごろ、Buffelspruitの群長は17人の女性の集団から生計維持のためのメイズ耕作用に土地を使用したいという請願をうけた。彼女たちは大部分女性世帯主、すべて貧しく、未亡人か、季節労働者の配偶者からの金銭的支援のない女性であり、自力で子供の養育をしなければならなかった。この請願に対しBuffelspruitの群長は、PTOではなく、残されている共有地のうちからそれぞれ非公式に一時しのぎに0.2ha以下の区画を女性が使用することに同意した。その際、女性の説明によれば、それぞれの女性が非公式の認可にたいしR50（約米5ドル）を支払った、という。1996年までに、約205家計がこうした取り決めに参加した、とされる。この生計維持耕作者によって使用された区画の総計は約25ha、したがって、共有放牧の目的に、なお、約475haが残っていた。

〈幕間〉たまたま商業用バナナ園からバナナを採って食した生計維持耕作者の家計の若者がバナナ園の所有者によって暴力が加えられた事件が発生した。群長が暴力防止に無関心であることから、生計維持耕作者の家計の人びとは、みずからの立場の不安定さを懸念して、群長が商

業農民に好意的であると感じ、みずからの連合団体 SFUA (Silwanendlala Farmers Ubuntu Association) [「戦う飢えた農民の自己向上」協会] を結成した (Rangan and Gilmartin, 2002, pp.648-649)。

〈第二幕〉「放牧対生計維持耕作」という土地使用をめぐる対決 [時期不明]。Matsamo (伝統的権威) は「家畜問題」に遭遇する。多くの家畜が国道 R570 を迷走して交通事故を多発させた事件。地域の警察が Matsamo (伝統的権威) に善処を要請した。商業農業用にすでに約 900ha も占有している商業農家が富と地位の象徴として自身の家畜頭数を劇的に増加させた結果、放牧地が家畜で過密となったことは明らかであった。しかしながら、「家畜問題」の議論が事件の責任を誰が負うべきかの問題になったとき、今度は、商業農家が BCA (Buffelspruit Cattleowners Association) を組織して、Matsamo (伝統的権威) といっしょになって、この「家畜問題」の主因は生計維持耕作者が原因であると主張し始めた。この時点で「家畜問題」は、放牧地が狭すぎるとしてその拡大のために生計維持耕作者の撤去を求める「放牧対生計維持耕作者」をめぐる土地使用の葛藤に変質させられた。この葛藤を調停するため、Matsamo (伝統的権威) は、共有地での生計維持耕作者が一時しのぎに許可されているだけであるという理由で、この耕作をメイズ収穫後に止めるべきである、と裁定した。しかし当然のことながら、SFUA は、メンバーがこの区画へのアクセスを保障するための費用を群長にすでに支払っているとしてこの場所にとどまり、みずからの家計のために食料安全を保障する権利を有すると主張して、この決定に同意しなかった。(Rangan and Gilmartin, 2002, pp.649-650)

〈第三幕〉生計維持耕作者の主張から女性の権利欠如の喚起へ [1999-2000 年]。1999 年 10 月の春栽培期に、SFUA の女性世帯主の家計の大部分は、これまで許容されていた区画にメイズを栽培し、それによって Matsamo (伝統的権威) の裁定に公然と反抗した。そのあと、生計維持区画をとりまく柵が家畜所有者の家畜によってくりかえし破壊され、メイズ作物が踏み潰された。家畜をけしかけられ、BCA の人びとに愚弄されて、女性は自分たちの窮状にたいするこうした無感覚な応答に憤激させられた。SFUA の女性は自分たちの窮状に注意を引いてもらうため主要道路 R570 沿いを裸で抵抗の行進をした。首長は警察をよび、彼女たちを逮捕させた。女性の抵抗とその苦難を聞いて、NLC (National Land Council) は女性の土地への合法的権利を保証するように TRAC (Transvaal Rural Action Committee, NGO のひとつ) に要請した。その 1 ヶ月後、TRAC の fieldworker は女性の代理として地方の DHLA (Department of Housing and Land Association) に生計維持耕作者の必要を述べた見解を当局が緊急に示すように請願した。抵抗の行進の 1 年後の 2000 年 11 月に、DHLA は地域の政府代理者、Matsamo (伝統的権威)、当事者たる商業農業者をふくめた作業部会を組織したが、女性抵抗運動者や SFUA の代表者は含まれていなかった。結局、作業部会は、共有地の周縁にある 27 ha の土地を生計維持耕作者に配分し、それによって共有放牧用に指定された領域を確定する解決策をしめた。彼女たちの生計維持耕作者の権利は、郡長による以前の分配のケースと同様、非公式には認められたが、使用資格や PTO を認められず、一時しのぎの土地使用にとどまった。作業部会は DHLA が岩石の多い地形や森林を整地して耕作可能なように用意する責任を負うべきものと裁定した (Rangan

and Gilmartin, 2002, pp.650-652)。

〈結末〉この解決案は Matsamo (伝統的権威) と BCA を満足させたが、SFUA の女性メンバーや生計維持耕作者の家計の女性にとって状態をむしろ悪化させた。女性は新しい土地が整地され栽培のために準備されるまでもととの区画を耕作し続けることの許可を要求したが、DHILA はこの要求を拒否した。この解決は女性の苦境になんの配慮もなされない結果であり、「これはひとつの政治的解決であり、たぶん本当の解決ではない。しかし可能な唯一の解である」(Rangan and Gilmartin, 2002, p.652)。共有地の使用をめぐる葛藤は新憲法の権利条項に則していえば基本的に共有地の使用への女性の権利の承認に関することであった。しかしながら、伝統的権威者、地方政府当局、商業農民は、単に作業部会という公式の手続きにしたがって、表面上新憲法の尊重をしめしながら、第一に、交渉の過程から女性を排除し、第二に、共有地の周縁の区画への一時的アクセスを与えることによって、実質的には、権威と社会の秩序に公然と反抗しているとして生計維持耕作者の家計の女性を懲らしめることで終わった。共有地の使用をめぐる葛藤は「女性問題」を現存状況から共有地の地理学的周縁と社会的周縁に移すことによって政治的に解決されたが、実際に解決されたものはなにもなかった。女性の土地所有権は、事実上、認知されないまま残された。(Rangan and Gilmartin, 2002, p.652)

### 3.2. 原著者による分析

上述の問題は、もともと、放牧のための土地の拡大使用を主張する商業農家の男性と生計維持耕作者のための土地使用をのぞむ女性の間での共有地 使用をめぐる葛藤として構成されていた。このことはこの葛藤を解決しなければならない立場にあるのが伝統的権威と地域行政当局であることを意味する。伝統的権威にしてみれば、みずからの共同体のなかでこうした土地使用をめぐる葛藤が顕在すること自体、みずからの無能力が問われる失態となるだけでなく、権利がジェンダーの平等に関するどんな公式の政府干渉も伝統的権威の地位を認めた憲法上の妥協を危うくするかもしれない危険にみずからを曝すことになる。それゆえ、Matsamo (伝統的権威) は、この葛藤の調停の失敗を SFUA の女性のせいにして、この女性を権威に衝突するトラブルメーカーとして非難するやり方をとった、と思われる。他方地域行政当局にしてみれば、葛藤の存在を認めざるを得ず、なんらかの調停をしなければならないが、政治責任を負うことを極力避けたいと考えて、政治責任を問われないですむ作業部会方式をとった。作業部会のメンバーは“民主的原則”に則して DHILA によって選ばれたが、実際に選ばれたのは伝統的権威と商業農民に好意的な人びとだけであって、SUFA の女性や生計維持耕作者の家計の女性の代表は選ばれなかった。作業部会は葛藤を伝統社会の価値に打撃をあたえるものと認めて、形のうえで生計維持耕作者の家計の女性にも配慮しつつも、〈慣習法〉に従って放牧地域の拡大を内容とする調停案を提示することによって、実質、権利のジェンダー平等の問題を回避したのである。この調停案はメンバー選定時に実質決まっていたことである。伝統的権威にとっても地方政府当局にとってもこうした解決形式こそ望ましい調停とされた。そこにはこれを政治問題として直視する姿勢が見られなかったし、メンバーの誰も責任をもつ必要のないものであった。(Rangan and Gilmartin, 2002, pp.652-654)

そもそも、農村における土地改革の意義は共同体において女性と男性の制度化された関係性と慣習的な実践を再確定すること〔ジェンダーの平等の原理に基づく土地ベースの生産と生活の両方の側面における要請〕であった。それには土地改革が不可欠であるということはANC政権がよく認識していることであった (Rangan and Gilmartin, 2002, p.654)。しかし現実には、農村のアフリカ住民地域ではANC政権の実効支配がおよんでおらず、その統治を地域の伝統的権威に頼らざるを得ない事情がある。それにはANC政権が農村社会における伝統社会のもつ文化の価値や慣習法を尊重せざるを得ない。したがって、少なくとも農村地域では女性の権利問題が表面だって論じられることはなかったし、新憲法の権利条項の存在にもかかわらず、ANC政権はとくに個別問題として事実的に女性差別を合法化している状況の解決を回避し、差別を容認しつづけているのである。そのことについてANC政権も、建前は別として、明らかに逃げており、またこのことが伝統的権威の権力をあらたに強化する方向にさえ働いているのである。生計維持耕作者の家計の女性に関するANC政権の行動をみると、ANC政権は、一方では、GEAR政策の推進が結局女性のエンパワーメントの増進になると主張することで女性をなだめておきながら、他方では、地域行政当局や伝統的権威への「脱中心化」(decentralization)と「権限委譲」(devolution)をとることで地域における女性の権利擁護の不適切を隠蔽しようとしていると見ざるを得ない (Rangan and Gilmartin, 2002, p.654)。

女性の闘争はジェンダーの平等の実現を受動的に待っている代わりに、生計維持耕作者のための土地の合法的占有を要求する政治闘争であった。したがって、「アパルトヘイト時代の土地制度と制度化された慣習を実質的に転換させる緊急の必要を大胆にも表明する注目すべき高い洞察力と勇気のある行動であった」(Rangan and Gilmartin, 2002, pp.654-655)。

#### 4. 分析：法の支配の意味

Buffelspruitにおける土地利用をめぐる紛争に関するRangan and Gilmartinの分析は、紛争の解決に責任をとるべき立場にある伝統的リーダーと政府行政官が実質的に責任を回避し、政治的決着を図ったことで、女性たちが土地使用の権利をもっていない状態を放置されている、という問題に集中している。彼らの分析の焦点は、男性たちが享受している土地使用の権利を、女性たちがなぜもっていないのかに向けられていない。本節は、土地使用の権利における両性の平等の否認がどのようにして生じてきたかを、「法の支配システム」の視点から分析することをこころみる。

南アフリカ共和国憲法は、明白に、「法の支配システム」を尊重しなければならない、と述べている。第1章「基礎的条項」[Chapter 1 of Founding Provisions]の1項は「南アフリカ共和国は下記する価値にもとづく民主的主権国家である。a 人間の尊厳、平等の達成、人権と自由の増進。b 人種の非差別、性の被差別。c 憲法および法の支配の優位 (supremacy)」。しかしながらBuffelspruitにおける土地使用をめぐる紛争において、両性の平等という憲法上の保証にもかかわらず、男性たちが享受している土地使用の権原 (entitlement) は生計維持耕作者のために土地使用を不可欠とする農村女性たちに拡大されていなかった。たしかに憲法が尊重している「法の支配システム」のもとで、男性たちが享受している土地使用の権利を女性たちがもってい

ない事情はどのようにして生じたのだろうか。

「法の支配」は、もともと、権威者／権力者／当局の恣意／不用意な手抜き／配慮のなさを免れて人びとの平等と自由の権利を擁護する目的をもった仕組みを述べたものである。「法の支配」の考えは古代からよく知られていたが、はじめて法的原理として提唱したのは Albert Dicey であった。Dicey (1885) によれば、「法の支配」とは人びとの平等と自由の権利を擁護する法的原理であって、端的に言って、「法の優位」(supremacy of law) と「法の前の平等」(equality before law) という原理をのべたものである。しかしながら、Dicey の構想が発表された直後からさまざまな学派の間でさまざまな「法の支配」の考え方が競合しあっている。たしかに「法の支配」の概念はあいまいであって、なお広範に議論がなされているが、概して広範に受け入れられている考えにすれば、「もっとも簡単に、あらゆるひとが法にしたがっており、したがって法にしたがうべきである、という考えを述べた」ものである〔*Routledge Encyclopedia of Philosophy*, Routledge, 1998〕。

さて、論争のひとつの焦点について、Richard Bellamy (2005) はひとつの問題ふくみの領域が政治と「法の支配」の交差に存することを指摘している。「善と正の観念は政治的不一致になりやすいので、法の支配が政治空間の外部に存する善と正のある特定の観念と結びつくことはありえない」〔*ibid.*, p.xi〕。これは「法の支配は〔善と正の観念をはなれて〕政治空間の範囲内に存する」〔*ibid.*, p.x iii〕ことを述べたものである。したがって、「法の支配」がなさねばならないことは「法の支配の具体的内容をめぐる深刻な不一致が存する領域、しかも明らかに最良の解が得られない〔同じ〕領域において必須の集団的合意」〔*ibid.*, p.x iii〕を実現することである。これは、政治的不一致の存在にもかかわらず、同じ政治空間の範囲内で共有されるべき合意が作りだされなければならない、ということである。こうした困難を克服できる可能なやり方は、Bellamy にすれば、「法の支配」が「まさしく合法的な手続きと形式に存在する便益、価値、制約に焦点をあてることである」という Paul Craig (1997) (Bellamy, 2005, p.x iii の要約) の考えのなかに存する、という。これは、「法の支配」が法の手続的または形式的正しさ〔公正さ〕以上のことがらをあつかい得ないことを述べている。したがって、実質的に「法の支配」を実際におこなうためには、特定の具体的な法のよさ・悪さ、あるいは、正しい・誤っている、あるいは公正・不公正が識別されなければならない〔cf. Craig, 1997/2005, p.95〕。換言すれば、特定の具体的な法の実際の具体的な内容〔すなわち、正しさまたは公正さ〕が考慮されなければならない、ということである。

Craig の解釈にもとづく「法の支配システム」のこうした理解を Buffelspruit における土地使用をめぐる紛争に適用すれば、「法の支配」を尊重することを明記した憲法のもとでありながら、伝統的権威者と地域の政府行政官が、地域共同体にかかわる問題を地域レベルで実施することを容認されている慣習法という具体的な法にしたがって、いかにうまく土地使用をめぐる紛争を裁定することができたかが理解することができる。ここでは、慣習法が両性の平等を否認しており、女性たちに対する土地使用の権原 (entitlement) を認めていないことに留意することが重要である。農村女性たちは生計維持耕作者のために共有地の小片を使用するというもっともな必要を持っていたのに、土地使用の権原 (entitlement) をもっておらず、彼らはこの必要を合法的に実現できなかった。

実際、Buffelspruit における土地使用をめぐる紛争のケースは、すくなくとも表面的には、憲法にしたがって〈合法的に〉扱われていたが、現実には、憲法によって承認されている慣習法にしたがって扱われていた。すなわち、農村の女性たちは慣習法が実効的に効力を有する伝統的権威が支配する地域で生活する以外に、実質、選択できない。みずからの生存のための耕作が必要であることから、農村女性たちは、伝統的権威によって無資格であると宣言されたあとも、共有地の小片を〔慣習法に反して〕非合法に耕作する以外の選択肢をもっていなかった〔女性として、彼女たちは共有地の一部の占有許可 (permission to occupy または PTO) を得られない / 資格がない状況にある〕。しかし、生存していくのに不可欠な生計維持耕作者のために、女性たちは共有地に小片の土地使用を緊急にもとめる必要にせまられ、また非合法的手段に訴えてでもその行動を続けざるを得なかった。こうした女性たちの必要にたいし、商業農家の男性たちは、同じ共有地の相当部分の占有権 (PTO) を商業農業目的ですでに合法的に取得しているにもかかわらず、身勝手にもみずからの利益のために放牧地における家畜頭数を劇的に増加させておいて、女性たちが非合法ながら使用している土地の明け渡しを求めた。こうした商業農家の男性たちの意図を理解した Matsamo (伝統的権威) は、女性たちが共有地の無資格での占有を止めるように要求し、女性たちを土地から追い出し、結局、明け渡しに成功した。

「法の支配システム」の視点からみて重要なことは、こうした一連のプロセスと結果が〈合法的に〉達成された、ということである。地域の DHLA は、TRAC から土地に対する女性たちの権利を考慮することを要請され、〔伝統的権威者がみずから直接に決定するのではなく〕〈合法的な手続き〉にしたがって、作業部会を設置し、〈法に則して〉訴えを審査し、部会メンバーによる〈民主的な手続き〉にしたがって当事者相互の合意を実現するというやり方によって〈手続的に合法的に〉紛争を裁定した。しかし、実際には、作業部会のメンバーは、地域の政府行政官、Matsamo (伝統的権威)、商業農民の男性たちの代表によって構成されており、もう一方の当事者である生計維持耕作者の女性たちの代表を意図的にふくめていなかった。作業部会のメンバーの選定は直接的には DHLA の裁量に範囲内にあるが、あきらかに伝統的リーダーの意向を尊重した。そのうえ、作業部会は、〔女性たちの代表の不存在のまま、もし適用されれば土地使用権を女性にも男性にも平等に許容しなければならないことになる憲法の the Bill of Rights 条項の適用を回避し、憲法第 12 章によって承認され、当該地域で合法的であるとして受け入れられている〕「慣習法」にしたがって訴えを〈合法的に〉審査し、メンバーが〈合法的に与えられている裁量〉によって裁定した。

このケースにおいては、実際に適用された「法の支配システム」は、手続のないし形式的正しさ〔公正さ〕を保持することにとどまっており、具体的に適用された法〔ここでは慣習法〕の実質内容の正しさ〔公正さ〕をまったく考慮していない〔PTO システムを尊重する慣習法は土地使用の権利に関する両性の平等を顧慮することを容認していない〕。こうして地域の伝統的リーダーは、「法の支配システム」の範囲内で、農村共同体において慣習法の適用の擁護をうまく実行し、家父長的な支配の維持に成功した。さもなければ、憲法において事実上許容されている、地方や伝統社会の共同体において実効的な家父長的支配と男性優位の慣習法にしたがった土地使用権の認可に関わる伝統的リーダーの権限が崩壊の脅威に曝されることになる。

農村女性たちが生計維持耕作者のための土地使用権を否認されたまま放置され共有地の小片

に合法的にアクセスすることができない理由は、「法の支配システム」の機能自体に存するのではなく、「法の支配システム」を実質的に効果あらしめている法自体の実質内容の正しさ〔公正さ〕が問われていなかったことのなかに存する。法自体の実質内容の正しさ〔公正さ〕が問われないことから、実際には、法自体の機能とその適用において、権力者／当局の意図的恣意にしたがってジェンダーの平等を否認する慣習法が適用され、くわえて農村女性たちの代表者を作業部会のメンバーにふくめないという行政当局の恣意的裁量のゆえにもたらされた、ということである。

本節の分析をまとめると、「法の支配システム」においては、「法の支配システム」自体の手続的および形式的正しさ〔公正さ〕と適用された特定の法の実質内容の正しさ〔公正さ〕の間の識別が厳密になされるべきである、ということである。そのうえで、「法の支配システム」の適用の正しさ〔公正さ〕は、適用された特定の法自体の実質内容の正しさ〔公正さ〕が問われない限り、本質的にも実践的にも問うことができないということである。

## 5. 考察：法の支配はどのように不作為か

前節の分析にしたがえば、南アフリカの農村女性たちにみられた生計維持耕作者のために不可欠な土地使用の権原（entitlement）の否認が、「法の支配システム」の機能自体に起因しているのではなく、むしろ、特定の法の実質内容とその適用、すなわち、慣習法の内容／適用と行政当局の裁量、に関係していた、といえる。そうであれば、憲法において「法の支配システム」の尊重を規定しているにもかかわらず、農村女性たちの土地使用の権原（entitlement）の否認という不利益な状態はどこから生じているのだろうか。

法は being〔必要条件を構成する事実〕と ought〔法的効果〕の間の適切になされた結びつきを一般的に述べたものにすぎない。生じた具体的事実を法が規定する一定の要件に当てはめ、その事実が要件として認定される限りにおいてその事実在一定の法律効果を与える、とする「法の要件-効果」関係を述べたものであって、それゆえ、法が厳格に適用されるかぎり、権力者／当局の恣意／不用意な手抜き／配慮のなさを原理的に排除できる、とする。しかしながら、法は政治空間において「法の支配システム」を適用するのであれば機能し得ない。今日的含意でいえば、「法の支配システム」は立憲政治体制を要請する。立憲政治体制は統治の必要と個人の基本的権利・自由の保障を「法の支配」原理によって調停し両立をはかる政治体制である。こうした調停は具体的に適用される法そのものの実質内容の正しさ〔公正さ〕を実現することによってはじめて達成される。しかしながら、政治活動の空間が拡大し複雑化してきた今日、政治と社会の空間では多様な目的のためにいろいろな手段を講じ得る多様で複雑な法体系を必要とする。したがって、具体的な状況に則して適切な法を選択すること、その際適用すべき法の効果を適切に考慮することが求められる。このことが、当局〔専門職層と官僚層〕による法の選択に際し、法の解釈と適用をめぐって必然的に彼らの裁量の余地をつくり出すことになった。こうした政治空間の拡大と複雑化は専門職層と官僚層の肥大化と行政権の強大化をもたらした。そしてまずいことに、このことが行政権の拡散と隠蔽をもたらすことになった。すなわち、法の適用に際して抑制されない恣意、意図をもちこみ得る行政権の裁量の余地の拡大。したがっ

て、行政権は表面上個人の基本的権利と自由を尊重しながら、実質的にはみずからの意図を実現するために法を制定し、選択し、解釈し、適用する際に個人の基本的権利や自由を軽視 / 無視することを可能にした。

要するに、憲法が「法の支配」の優位を宣言しているにもかかわらず政府行政官が望みどおりの法の解釈と適用をなし得る余地をつくりだしており、こうした法の解釈と適用に際して入り込む恣意のゆえに、政府行政官の意図どおりに法を解釈することができる、ということである。ここでの論点は、上述で述べた視点にたつて、南アフリカ共和国憲法が「法の支配」の尊重をうたいながら、土地使用の権原 (entitlement) を否認されたまま放置されている農村女性たちの事例において、南アフリカ共和国における「法の支配システム」の適用のされ方を考察することである。

南アフリカ共和国憲法は、明白に、「法の支配」が尊重されなければならない、両性の平等が擁護されなければならないことを宣言している。それと同時に、憲法は「伝統的リーダーhipの制度、地位、役割が、慣習法にしたがって、憲法に服することを条件に承認される」[211 (1) 項] および「伝統的リーダーが地域共同体にかかわる問題に関して、地域レベルの制度として、国家的立法措置をとることが許容されるものとする」[212 (1) 項] という条項を承認している。こうした対立する条項が同じ憲法で共存している事情は、憲法が規定している「法の支配システム」が法的手続的および形式的正しさ〔公正さ〕を超えるどんなことも扱い得ないことの結果として許容されていることを示しており、その結果、この憲法のもとでは、実際に適用される法の具体的内容の正しさ〔公正さ〕が問われることがないことを意味している。したがって、憲法における the Bill of Rights 条項にもかかわらず、「法の支配システム」は、近代の民主主義国家と同様南アフリカ共和国においても、権力を有する人びとにとってみずからの望ましい意図にしたがって法を解釈し、曲げて法を適用する余地を多分に残している、といえる。すなわち、たとえば農村地域においては、〔男性に比して女性を劣った、価値の低い存在と見做す、したがって権利のジェンダーの平等を否認する文化的・社会的規範（伝統社会の価値観を支持する人びとのいう「伝統社会の文化」という家父長的価値）を維持している〕〈慣習法〉が、〔「すべてのひとは法の前で平等である」(9 (1) 項) および「国家はジェンダー、性、信条、文化を含むひとつまたはそれ以上の根拠によって、何人に対しても、直接的にも間接的にも、不公正に差別をしてはならない」(9 (3) 項) を宣言している〕〈the Bill of Rights 条項〉と共存するという矛盾が許容されている。こうした矛盾の結果として、憲法に記載されている「法の支配システム」のもとで権力者による恣意 / 不用意な手抜き / 配慮のなさを持ち込む余地が作りだされ、こうしてもちこまれた恣意 / 不用意な手抜き / 配慮のなさが生計維持耕作者のために不可欠な土地の使用という農村女性たちの権原 (entitlement) の否認につながったのである。農村の共同体に生きる女性たちは家父長制支配と慣習法のもとで生きる以外に実質選択できない。たしかに、農村女性たちの生活と社会条件はポスト・アパルトヘイトにおいてもなおアパルトヘイト時代とほとんど変化していない。Bentley (2004, p.258) は Kehler (2001) の記述を次のように引用している。

アフリカの農村女性の資源・基礎的サービスへのアクセスの欠如は、家庭構造における不

平等な権利、土地や家畜といった家庭資源への不平等なアクセスと結びついている。このことは、なぜアフリカ農村女性が概して社会でより貧しいだけでなく、みずからの家庭のなかでもより貧しい存在であるか、を説明する。このことはまた、なぜ女性の貧困の水準とその質的内容が男性のそれよりずっと多様でずっと厳しいか、を規定している。このことは、アフリカ農村女性が生産・再生産の責任に関わる多面的役割に苦しめられているだけでなく、家庭の内外で被っている差別と従属に曝されているという現実につながっている。

南アフリカ共和国憲法が人権とジェンダーの平等のすばらしい宣言をうたいながら、農村女性たちがその憲法の理念に対立する家父長的な文化的抵抗に直面しており、これを反映して、「法の支配システム」の適用にもかかわらず無権利な状態と脆弱な経済状態のまま放置されている現実を作り出している。農村女性たちにとって、南アフリカ共和国憲法の「法の支配システム」は、ジェンダーの平等の尊重〔すなわち、法の実質内容の正しさ（公正さ）の尊重〕より伝統的文化の維持を意図的に優先させ、権力者の恣意／不用意な手抜き／配慮のなさを排除できないシステムである。

ここでの分析と考察にしたがえば、農村女性たちが生計維持耕作者のための土地使用の権原（entitlement）を否認されている根本の理由は2つある。第一に、「法の支配システム」の適用に際して入り込む直接の権力者の恣意／不用意な手抜き／配慮のなさにあったということである。憲法において「法の支配」の尊重が明白に規定されているにもかかわらず、これが手続的および形式的正しさ〔公正〕の保持にとどまり、適用された特定の法〔ここでは慣習法〕の実質内容の正しさ〔公正〕を問うことがなかったために、結果的に、女性たちの土地使用の権原（entitlement）を否認しているという慣習法の不正さ〔不公正さ〕を容認していた。第二に、農村のアフリカ人共同体に限定しているとはいえ、慣習法による統治を容認しているという、もっと深刻な恣意／不用意な手抜き／配慮のなさに存していたということである。憲法が明確に規定している「法の支配システム」のもとでさえ the Bill of Rights 条項による保護を受けられず、同時に憲法で容認されている慣習法のもとで農村のアフリカ人共同体における伝統的リーダーの役割を承認していることから、農村女性たちが依然として家父長制支配のもとで生活することを余儀なくされているという未解放な状態を、憲法が許容している。

分析と考察の結果からいえることは次のとおりである。「法の支配」の本質的な観念は、簡単に言えば、「法の優位」と「権力者の法による制約」という理念を意味するが、この理念が実際に適用される特定の法に反映させようとする場合、法の具体的概念は時代の政治的、社会的、経済的、文化的状況にしたがって変化せざるを得ない。「法の支配システム」における法の理念と現実が表裏一体をなしておれば、実際の法は合意に基づく基準または規範と見做され得るだろう。しかし、法の理念と現実が乖離してきたとき、現実の法の制定と適用に際して権力者の恣意を入り込ませる余地が作りだされた。「法の支配システム」においてこうした余地をできるだけ排除するには、法の制定と適用が、手続的にも形式的にももちろん、実質的にも、当該社会に受容されている正しさ〔公正さ〕原理に適合したものでなければならないだろう。したがって、事例が示しているように、「法の支配システム」の適用が手続きと形式の正しさ〔公正さ〕

を保持することにとどまっているかぎり、具体的な法の内容から相応する具体的事象に適用される各段階において入り込む権力者の恣意 / 不用意な手抜き / 配慮のなさを基本的に排除できない。

## 6. 結語に代えて

もし「貧困があたり前のケイパビリティの最小限の充足の欠如である」〔Sen (1992)〕とするならば、こうした人びとの貧困を根本的に除去するためには、ある人びとの基本的ケイパビリティがどのように縮減 / 剥奪させられているかが問われなければならない。こうした原因をつくりだしている主たる要因は当該社会におけるさまざまな「ルール」である。こうした原因は「ルール」のどのような性質によってもたらされるのだろうか。この原因を考えるために「ルール」のひとつの典型として「法の支配システム」をとりあげた。

本章は、Rangan and Gilmartin (2002) を参照して、「法の支配システム」の作用という視点に立って、南アフリカの農村女性たちが、土地使用の権原 (entitlement) を有していないために生計維持のための土地使用を否認され、したがってみずからの基本的ケイパビリティを喪失 / 縮減されることにいたったプロセスを分析した。農村女性たちが土地使用の権原 (entitlement) を否認させられている直接の原因は、「法の支配システム」のもとにありながら、これが手続のおよび形式的正しさ〔公正〕の保持にとどまり、適用された特定の法〔ここでは慣習法〕の実質内容の正しさ〔公正〕を問うことがなかったために、結果的に、〈合法的に〉女性たちの土地使用の権原 (entitlement) を否認しているという慣習法の不正さ〔不公正さ〕を容認していたことにあった。しかし、もっと根本の原因は、憲法が明確に規定している「法の支配システム」のもとでさえ新憲法の権利条項による保護を受けられず、同時に憲法で容認されている慣習法のもとで農村のアフリカ人共同体における伝統的リーダーの役割を承認していることから、農村女性が依然として家父長制支配のもとで生活することを余儀なくされているという未解放な状態を、結果として憲法が許容していることにあった。

もしこのように理解できるとすれば、「法の支配システム」と両性の平等を尊重する憲法のもとにありながら、南アフリカの農村女性たちが伝統的リーダーの家父長制支配のもとにある地域で生きていく以外の選択肢を、実質、もっていないのはなぜか、が問われなければならない。しかしながら、残念ながら、憲法が尊重することを宣言している「法の支配システム」は適用される法の手続的、形式的正しさ〔公正さ〕を超えるどんなことも扱うことができない。したがって、南アフリカの農村女性たちの困窮した状態は「法の支配システム」の範囲内で矯正するのは不可能であると思われる。したがって、実際に適用される法の具体的内容〔正しさまたは公正さ〕を問うためには、当該社会のすべての人が価値あると思おう理由のある生き方を追求できるように、なんらかの仕組みが政治空間においてあらたに提供されなければならない。

### 注

- 1) 南アフリカ共和国の民主化の実体を知るには、アフリカ人指導者との対話を軸にアパルトヘイト改革を唱える de Klerk〔国民党 (NP)〕が 1989 年 9 月 6 日の白人議会選挙で過半数を得て 9 月 20 日に新政

権を発足させてから、曲がりなりにも新憲法を施行させた1996年12月20日までの複雑な対立と妥協の政治過程を抜きにしては困難である。くわえて、anti-アパルトヘイト闘争過程でのANC (African National Congress) の思想と行動の複雑な変遷の理解が重要である。こうした政治状況を理解するには、たとえば、Lodge (1998), Stacey (2003), Williams (2004), Grant (2006), 藤本 (1998), 林 (1999), を見よ。

- 2) 南アフリカの経済状況、とくに〔伝統的権威支配の〕民主化とジェンダー平等を目指したRDPから市場システム導入を目指したGEARへの変化による南アフリカ経済の詳細とその影響について、たとえば、Rangan and Gilmartin (2002), 国際協力事業団 (2000) を見よ。
- 3) 南アフリカにおける土地への権利状況と土地改革の進捗について、たとえば、Kepe (1999), Cliff (2000), Berry (2002), Rangan and Gilmartin (2002), Hall (2004) を見よ。
- 4) とくに家父長制のもとで実質生きざるを得ない南アフリカの農村女性の不平等な状況について、たとえば、Meer (1997), Hargreaves and Meer (2000), Rangan and Gilmartin (2002), Britton (2002), Bentley (2004), Walsh (2006), 国際協力事業団 (2000) を見よ。
- 5) 阪本 (2006, pp.196-197) は次のように指摘している。もし政府の法が正しさ〔公正〕〔場合によっては正義〕にしたがったルールである場合に限り、「政府はすべての人びとが法にしたがうことを要請できる」という宣言が妥当であるとするなら、われわれは、手続きおよび実態〔形式と実質〕の点からみて、法が正しい〔公正である〕かどうか、を法決定の基準に設定すべきである、といえる。Craig (1997/2005) は、法の支配の形式および実質の構想という二分法の分析枠組みを提案している。

## 参考文献

- Bentley, K. (2004), Women's Human Rights and the Feminisation of Poverty in South Africa, *Review of African Political Economy*, no.100, 247-261.
- Berry, J. P. (2002) 'Debating the Land Question in Africa', *Comparative Studies in Society and History*, 44 (4), pp.638-668.
- Britton, H. (2002), The Incomplete Revolution: South African Women's Struggle for Parliamentary Transformation, *International Feminist Journal of Politics*, vol.4, no.1, 43-71.
- Cliff, L. (2000) 'Land Reform in South Africa', *Review of African Political Economy*, 27 (84), pp.273-286.
- Craig, P. (1997/2005) 'Formal and Substantive Conceptions of the Rile of Law: An Analytical Framework', in R. Bellamy (Ed.) (2005), *The Rule of Law and the Separation of Powers*, pp.95-115, Dartmouth: Ashgate.
- Grant, E. (2006) 'Human Rights, Cultural Diversity and Customary Law in South Africa', *Journal of African Law*, 50 (1), pp.2-23.
- Hall, R. (2004) 'A Political Economy of Land Reform in South Africa', *Review of African Political Economy*, (100), pp.213-227
- Hargreaves, S. and S. Meer (2000) 'Out of Margins and into the Centre: Gender and Institutional Change', in B. Cousins (ed.) *At the Crossroad: Land and Agrarian Reform in South Africa into 21<sup>st</sup> Century*, pp.264-279, National Land Committee, Cape Town.
- Kepe, T. (1999) 'The Problem of Defining 'community': Challenges for the Land Reform Programme in Rural South Africa', *Development Southern Africa*, 16 (3), pp.415-433.
- Lodge, T. (1998) 'Ittoui-yuui-seitousei to Minnsyu-seiji (One-party ruled Party System and 民主的 Politics)', in M. Sato (Ed.) (1998), pp.61-82;
- Meer, S. (ed.) (1997) *Women, Land and Authority.: Perspective from South Africa*, National Land Committee, Cape Town.
- Rangan, H. and M. Gilmartin (2002), Gender, 伝統的権威, and the Politics of Rural Reform in South Africa,

- Development and Change*, vol.33, no.4, 633-658.
- Sen, A. K. (1985a), *Commodities and Capabilities*, Elsevier, Amsterdam
- Sen, A. K. (1992), *Inequality Reexamined*, Clarendon Press, Oxford
- South African Government Information, Constitution of Republic of South Africa 1996, <http://www.info.gov.za/documents/constitution/index.htm>
- Stacey, R. (2003) 'We the People': the Relationship between the South African Constitution and the ANC's Transformation Policies', *Politikon*, 30 (2), pp.133-148.
- Walsh, D. (2006), The Liberal Moment: Women and Just Debate in South Africa, 1994 – 1996, *Journal of Southern African Studies*, 32 (1), pp.85-105.
- Williams, J. M. (2004) 'Leading from Behind: Democratic Consolidation and the Chieftaincy in South Africa', *Journal of Modern African Studies*, 42 (1), pp.113-136.
- 国際協力事業団 (2000), 南部アフリカ援助研究会報告書, 第2巻本編: 南アフリカ; 別冊: 南アフリカ・現状分析資料編
- 佐藤誠編著 (1998), 『南アフリカの政治経済学』, 明石書店, 第14章.
- 阪本昌成 (2006), 『法の支配』, 勁草書房。
- 林晃史 (1999), 『南部アフリカ政治経済論』, アジア経済研究所, 第3章.
- 藤本義彦 (1998), 「民族分断と国民統合」, 佐藤誠編著『南アフリカの政治経済学』所収。

